

# 津市景観計画





## 目 次

<b>第Ⅰ編 はじめに</b>	<b>1</b>
第1章 良好的な景観の形成に向けて .....	1
1. 景観とは .....	1
2. 計画の目的 .....	1
3. 計画の位置づけ .....	2
4. 基本理念 .....	3
5. 基本姿勢 .....	4
6. 景観計画の区域 .....	5
<b>第Ⅱ編 景観の現況</b>	<b>6</b>
第2章 津市の景観特性 .....	6
1. 山と海に囲まれた豊かな自然景観 .....	7
2. 歴史文化薫る景観 .....	11
3. 市街地を構成する様々な景観 .....	14
4. 市民の記憶に残る景観 .....	17
<b>第Ⅲ編 景観形成の方向性</b>	<b>22</b>
第3章 良好的な景観の形成の考え方 .....	22
1. 基本目標 .....	22
2. 良好的な景観の形成の考え方 .....	23
第4章 良好的な景観の形成に関する方針 .....	24
1. ゾーン別の方針 .....	24
2. 軸別の方針 .....	34
3. 地区別の方針 .....	40
4. 景観形成の推進方針 .....	51
<b>第Ⅳ編 景観形成に関する施策</b>	<b>52</b>
第5章 施策の考え方 .....	52
1. 大規模な行為の景観誘導 .....	52
2. 景観形成上重要な地区における景観誘導 .....	52
3. 景観を構成する重要な要素の保全・整備 .....	53
4. 景観形成の推進 .....	53
第6章 行為の制限に関する事項 .....	54
1. 行為の制限に関する考え方 .....	54
2. 一般地区における景観誘導 .....	69
3. 景観形成地区及び重点地区における景観誘導 .....	74
第7章 景観を構成する重要な要素の保全・整備 .....	104
1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定 .....	104
2. 景観重要公共施設の整備等に関する事項 .....	105
3. 景観重要公共施設ごとの整備に関する方針及び占用許可基準 .....	108
第8章 景観形成の推進 .....	112
1. 市民・事業者・行政の役割 .....	112
2. 良好的な景観の形成の促進・支援 .....	113
3. 公共施設の整備に関する取組 .....	114
4. 関連制度の活用 .....	114
<b>第Ⅴ編 計画の進行管理</b>	<b>116</b>
第9章 計画の進行管理 .....	116
1. 良好的な景観の形成に向けた推進体制 .....	116
2. 景観計画の変更 .....	117

# 第Ⅰ編 はじめに

## 第1章 良好的な景観の形成に向けて

### 1. 景観とは

景観とは、目に見える周囲の環境であり、まちなみや風景を意味する『景』という文字と、見るという行為や見ることによる印象を意味する『観』という文字が組み合わされた言葉です。

良好な景観は、日常生活においては、快適な生活環境として我々に心地よさを感じさせ、余暇においては、感動や安らぎを与えてくれます。つまり、景観は、私たちの生活に深く関わっており、私たちの生活が積み重なって築かれているものであるため、住民の心を現すともいわれています。そして、私たちの生活が景観形成の基盤になっているということは、私たちが住むまちの個性や魅力につながっていくのです。

### 2. 計画の目的

私たちの「津市」は、西を布引山地、南西を高見山地、東を伊勢湾に接しています。市内の代表的な河川である雲出川、安濃川などは、これらの山地を源として、その流域では、平野を形成して伊勢湾に注いでおり、山・川・海の豊かな自然景観を楽しむことができます。このような自然の特長をいかして、山間部では、棚田や茶畠などが営まれるとともに、丘陵地帯や平野部では、肥沃な土地をいかした稲作などによって広がりのある田園が形成されており、自然と調和した農村・山村景観が見られます。

また、本市には、古代より人が定住し、室町時代には、伊勢国司北畠氏の居城として美杉町多気に城下が栄え、江戸時代には、津藩藤堂家の居城が津に置かれ、以降は、周辺地域の中心地として幾重もの街道が張り巡らされ、栄えてきました。このような時代を経て、多くの貴重な文化財や伝統などが現存するとともに、歴史的なまちなみも市内各所で見られます。

自然や歴史だけでなく、約 29 万人の市民が暮らす県庁所在地でもあることから、商業、行政、教育文化の中心ともいえる施設が集積し、これらが良好な都市空間を形成するとともに、工場が集積する工業団地や大規模住宅団地など、近代に入って新たに形成された景観も見られます。

先人の累々たる努力の積み重ねによって築かれたこれらの景観は、決して失ってはならない市民共通の大切な資産です。

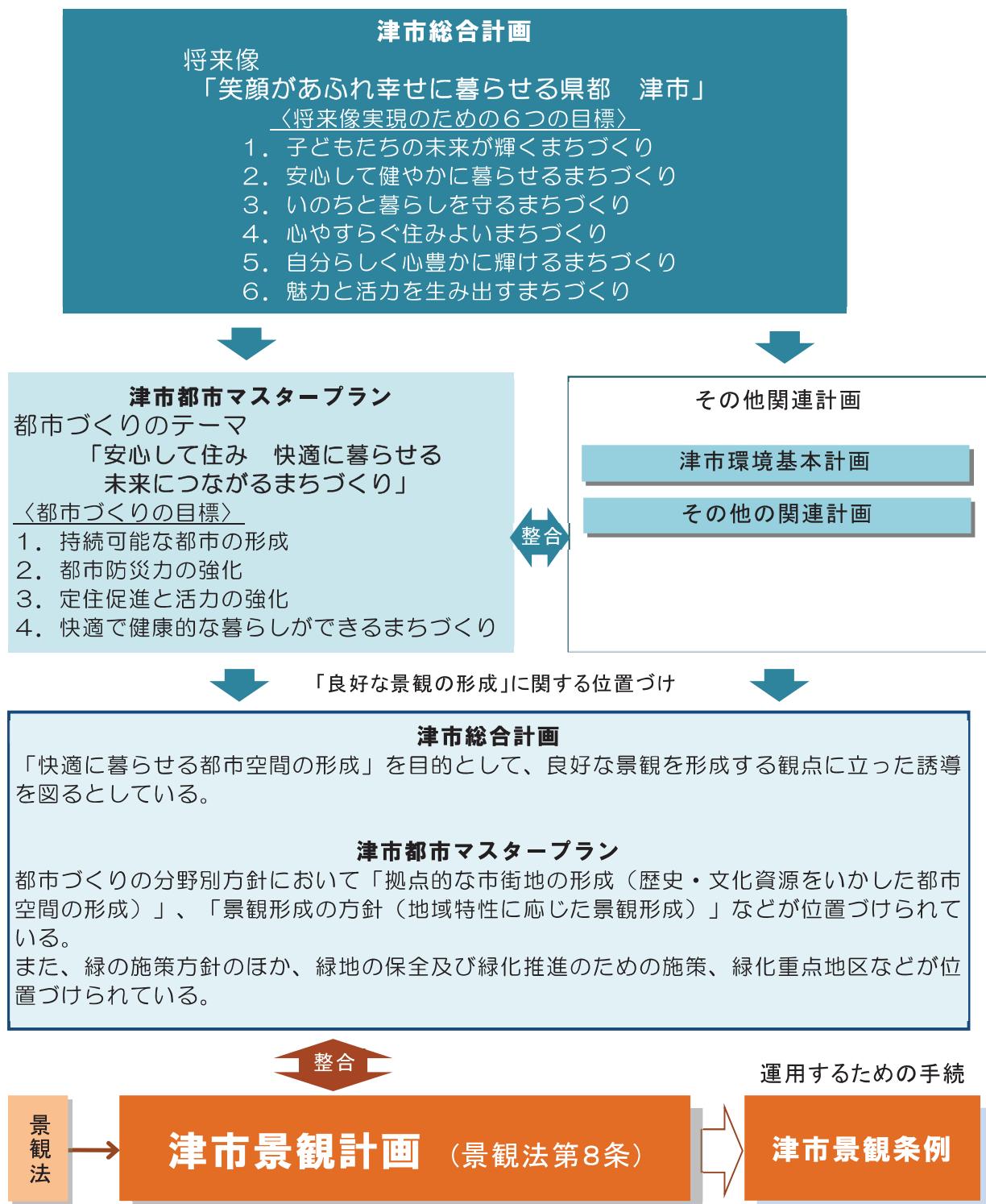
このような状況の中、平成 17 年には、景観法が全面施行され、地方公共団体の景観施策に法的根拠を持たせることができとなりました。これを受け、本市としては、市民の大切な共通資産である景観を守り、育て、より洗練された魅力を伴って次世代に継承していくことを目的として、景観法に基づく「津市景観計画」を定めます。

### 3. 計画の位置づけ

「津市景観計画」は、景観法第8条第1項に基づく「良好な景観の形成に関する計画」です。本計画では、景観法に基づく事項のほかに、理念や景観形成に関する施策なども併せて定め、基本計画としての役割も担うものです。

また、上位計画である「津市総合計画」「津市都市マスタープラン」と整合を図りつつ、環境などの分野における関連計画と連携し、良好な景観の形成を総合的に推進していきます。

図 津市景観計画の位置づけ



## 4. 基本理念

本市において良好な景観の形成に取り組むに当たり、市民と共有できる基本的な考え方として次の理念を掲げます。

### 基本理念

#### 良好な景観は市民共通の資産

森林や建物、田畠などは、個人の資産ですが、地域の景観を構成する要素でもあります。景観は、こうした様々な要素の複合体として形成されたものであり、人々の日々の生活の積み重ねの成果です。そして、景観は、人々の心に癒しや感動を、まちに潤いや賑わいをもたらします。本市では、このような景観を市民共通の資産として認識し、守り育むことに取り組んでいきます。

#### 景観づくりは魅力づくり

まちの魅力を高めることは、将来の本市を思い描く上でとても大切なことです。まちの魅力をつくる要因は、自然の豊かさ、快適な住環境、福祉や医療の充実、産業の集積など様々なものが考えられますが、良好な景観もまちの大きな魅力となります。

景観づくりは、生活環境の向上や観光振興に寄与するなど、様々な分野と相互に影響しながら相乗効果を生み出します。このように、「景観づくりは、津市の魅力を高めること」という認識を、市民と共有できるような取組を推進します。

## 5. 基本姿勢

基本理念を踏まえ、市民や事業者、行政が良好な景観の形成に取り組むときにどのような視点を大切にするべきか、取組の姿勢を次のとおり定めます。

### 基本理念

- 良好な景観は市民共通の資産
- 景観づくりは魅力づくり



### 共通の価値観を持って、 協働で取り組む景観づくり

本市においては、これまで条例などの景観に関する共通の考え方やルールが無かったため、市民・事業者・行政の各主体によって、景観に対する配慮の考え方や手法にはらつきがありました。

本計画の策定後は、市民や市内で事業活動を行う事業者、そして国・県を含む行政が、本市における景観の価値を正しく認識し、かつ、本市の目指すべき将来の景観像を共有することなどにより、景観づくりへの主体的な参加を促進するような取組を進めます。

### 基本姿勢

### 長期的な視点に立って、 次世代の人々へ手渡す景観づくり

田園や里山の風景、歴史的な資産など、私たちが享受している良好な景観は、先人たちから受け継いだものであり、新たに形成する良好な景観も含め、次世代につないでいかなければなりません。また、これらは、一朝一夕に成し遂げられるものではなく、長期的な取組により徐々に目指すべき姿に近づいていくものです。

本市では、長期的な視点で施策を検討・実施し、美しい津市を次世代に手渡すことができるような取組を進めます。

### 津らしさを具現化し、 愛着と誇りの持てる景観づくり

「津らしさ」を単純な言葉で表すのは、難しいかもしれません。しかし、本市の累々たる歴史や自然の多様性を鑑みれば、そこには、必ず津らしさというものが存在しています。

景観は、誰の目にも見えるものであり、地域の歴史や特性を反映したものもあります。これらの景観を守り育んでいくことで、津らしさが具現化され、市民共通のアイデンティティが形成されることとなります。

本市では、良好な景観の保全・形成により、市民が愛着と誇りを持てるような取組を進めます。

## 6. 景観計画の区域

本市で一体的に景観形成を進めていくため、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、市内全域とします。

図 景観計画区域

